

## 広島県告示第二百三号

平成十六年広島県告示第二百五十九号（経営規模等評価の申請の時期及び方法等並びに総合評定値の請求の時期及び方法等）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。ただし、平成二十年四月の経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求については、四月三日から四月十四日までとする。

平成二十年三月六日

広島県知事 藤田雄山

第三号の1(二)中「規則別記様式第二号の二」を「規則別記様式第二号」に改め、同号の2(一)(イ)中「被保険者証」の下に「の写し又は後期高齢者医療被保険者証の写し」を加え、同号の2(二)(イ)(ウ)b中「市町村」を「市町村長」に改め、同号の2(三)(3)及び(4)中「勤労者退職金共済機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改め、同号の2(四)を次のように改める。

### (四) 建設業の経理の状況の確認資料

#### (1) 監査の受審状況

ア 会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定期正意見又は限定付定期正意見を表明している場合は、次のいずれかとする。

##### (ア) 監査報告書の写し

##### (イ) 有価証券報告書の写し

イ 会計参与設置会社において、会計参与が会計参与報告書を作成している場合は、会計参与報告書の写しとする。

ウ 建設業の経理実務の責任者のうち公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに規則第十八条の三第三項第二号ロに規定する建設業の経理に必要な知識を確認するための試験であつて国土交通大臣の登録を受けたものの一级試験に合格した者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自ら署名を付したものとの提出があつた場合は、経理処理の適正を確認した旨の書類とする。

#### (2) 公認会計士等の数及び二級登録経理試験合格者の数

次のいずれかとする。

ア 登録経理試験合格証書又は合格証明書の写し

イ 建設業経理事務士合格証書又は合格証明書の写し

ウ 建設業経理事務士認定書又は認定証明書の写し

エ 公認会計士、会計士補又は税理士に関する免許証の写し

オ その他資格を有すると確認できる資料

第三号の2(六)中「の確定申告書の写し」を「に関する資料」に、「法人税確定申告書別表一・四」を「法人税確定申告書別表十六(一)及び(二)」に、「所得税確定申告書第一表」を「所得税青色申告決算書又は收支内訳書」に改め、同号の2(九)を削る。